

2月定例月議会における議案に対する意見募集

No.10 買い物拠点再生事業

今回の予算は、市民の暮らしを支える買い物拠点である商店街や、郊外住宅団地内の商業機能の維持・再生を図るためのものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

空き店舗を活用して新規出店する事業者を支援するとともに、商店街の魅力向上、賑わい創出のために行うイベント事業等に対する支援を行う。

(1) 空き店舗等活用支援事業 10,500千円

市内の商店街及び郊外住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店するものに対し、その経費の一部を補助する。

【補助対象事業】

①商店街における空き店舗への出店

商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業〔飲食サービス業（諏訪栄地区を含む）、生活関連サービス業、医療・福祉事業等〕

②郊外住宅団地における空き店舗等への出店

郊外住宅団地内の空き店舗等を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業（飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療・福祉事業等）

③商店街及び郊外住宅団地における空き店舗等への小売業の出店

上記①、②における区域の空き店舗等を活用し、新たに小売業を出店する事業

【補助率】

〔1年目〕 ①・②：改装費等にかかる補助対象経費の2分の1以内（上限額500千円）

③：改装費等にかかる補助対象経費の4分の3以内（上限額1,500千円）

〔2年目〕 ①②③：維持費（光熱水費）、広告宣伝費にかかる補助対象経費の2分の1以内（上限額200千円）

(2) 商店街活性化イベント事業 13,700千円

商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、その開催経費の一部を補助する。

令和4年4月4日に「4」が並ぶ日を迎えるため、平成4年4月4日に開催のルーツを持つ「エキサイト四日市バザール」が例年よりも内容を拡大して開催できるよう支援を拡充する。

【補助対象者】

- ・商店街の振興等を目的として組織された団体及びその団体が中心となって組織された団体
- ・四日市商工会議所
- ・市内の商店3店以上からなるグループ

【補助対象事業】

- ①補助対象者が実施する事業
- ②補助対象者と高校生等の若者が中心となって行う事業

【補助率】

- ①補助対象経費の2分の1以内
- ②補助対象経費に相当する額

【限度額】

- ①：下記ア～ウ以外については、上限額500千円
ア．四日市商工会議所が事務局等となり商店街で行うイベント：1,200千円
イ．【拡充】エキサイト四日市・バザール：7,800千円
ウ．中心市街地において実施する広域から集客を見込める大規模事業で、補助対象経費が240万円以上のもの：1,200千円
- ②：上限額300千円

(3) 商店街魅力アップ事業

900千円

市内商店街において、その特性を生かした創意工夫のもと実施する新たな顧客獲得に資する取り組みや、高校生等の若者が中心になって行う事業の経費を一部支援し、商店街の活性化を促進する。

【補助対象者】

- ・商店街の振興等を目的として組織された、市内にある商店街振興組合、発展会、商店会その他それに類する団体
- ・市内の商店3店以上からなるグループ

【補助対象事業】

商店街の新たな魅力の創出や活性化に資する事業で、次に掲げるものとする。ただし、他の補助金の交付の対象となっている事業は除く。

- ①ニーズ調査事業、コンセプト作成事業、マップ作成事業、フリーペーパー作成事業、オンラインによる情報発信事業
- ②高校生等の若者が中心になって取り組む魅力アップ事業

【補助率】

- ①：補助対象経費の5分の4以内（上限額200千円）
- ②：補助対象経費に相当する額（上限額300千円）

2. 予算額 25,100千円 (財源内訳) 一般財源 25,100千円
(前年度 14,100千円)